

〔コメント〕

移民の適応戦略とエスニック間の分業

—飯田・矢ヶ崎報告に寄せて—

久武哲也

I. はじめに

—移民の適応戦略の歴史的条件—

飯田耕二郎、矢ヶ崎典隆両氏の発表は、ハワイあるいはカリフォルニア、さらにブラジルなどでの20数年におよぶ移民研究を背景にしての調査報告であった。両氏の報告は、いくつかの共通する側面と同時に異なった分析の枠組を持つものであったように思える。その共通する側面を指摘するとすれば、日本人の移民が移住先のホスト社会の中で自らの生活の基盤を築いていくためにとる適応戦略と職業の選択という点に係るものであるということであろう。また、異なった側面を指摘するとすれば、飯田氏の報告が、日本人移民の出身地との繋がりを通して、その集団の居住の形態あるいは職業の選択の側面に一定の差異を生じさせているという点を強調するのに対し、矢ヶ崎氏の報告は、日本人の移民がある一定の教育や信仰、あるいは出身地との繋がりを持ちながらも、ホスト社会における地域的差異に対応しながら、様々の制度的条件の整備や社会経済的組織の形成などを通じて、異なった適応過程を示す事例を提示していくことに主眼がおかれているという点であろう。そして矢ヶ崎報告は、その適応の戦略の違いが移住者の居住形態、入植地の持続性、周囲の住民との関係や交流の側面に異なった要素をもたらしていることを指摘する。広い意味で、飯田報告は、文化の持続性という側面に力点がかけられているのに対し、

矢ヶ崎報告は、文化の適応（文化変容）の差異に注目するものであるように思える。

この二人の報告を、文化の持続性と文化の適応の差異とに二分してしまうことは、ある面で誤解を招きかねない部分を含むかもしれないが、この2つの側面は、移民の適応戦略を考える際の重要な柱であろうと思う。また、それは移民母村研究から出発した日本の移民研究が、次第に海外における日本人移民の定着過程へと移ってきたというその研究の力点の移動とも対応するものであろう。しかし、この2つの側面は、移民者自身がホスト社会において同時に抱え込まざるをえない、相互に葛藤と対立を持った2つの要素であり、それは多くの場合、世代間、あるいは一世と二世との間における文化的な葛藤をもたらすと同時に、言語と教育の面における多大の調整と工夫を必要とする問題となってくる。そして、最終的には、ホスト社会における居住形態と職業選択の幅を条件づけ、また方向づける力となっていくことになろう。

しかし、この両報告が提起した移民の適応戦略をめぐる議論を考える際に、今日において流布している意味での「文化」という概念をそのままのかたちで、20世紀の初頭から中期（1930年代）までの時期に適用することは、充分注意を要することの様に思える。一般に20世紀初頭のアメリカにおける移民問題は、1917年から1924年にかけての移民政策の確立に伴って、入国者数を制限する一方、国別の種類区分に基づく排他的措置が講じられてい

く契機をつくり出すことになる。この排他的措置を支える基本的思想は、民族的(人種的)起源を指標として、アメリカ社会への「適応能力」の程度を測定するという立場であり、この民族的(人種的)区分に基づく移民の制限へと移行していく大きな契機となったのが、1907年から3年間にわたって100万ドルの費用を費やし、総勢300人のスタッフを投入して完成された全41巻に及ぶ移民委員会(ディリンガム委員会)報告(1911年公刊)であった¹⁾。「新移民」系民族の劣等的特徴を強調する第5巻の『人種・民族の辞典』(人類学者、Daniel Folkmar 執筆)と第38巻『移民の体型変化』(人類学者、Franz Boas 執筆)の報告は相互に対立する内容となっているが、ここで注目したいのは、移民委員会報告の方は第5巻をベースとして北・西欧出身の移民に比べて、南・東欧出身移民がアメリカ生活への適応資質に著しく欠けていると主張しているにも拘らず、ボアスは一世と二世の体型変化を含めて調査した結果、新移民も「アメリカ化」のプロセスを歩んでいることをこの第38巻で示唆した点である。このボアスの指摘は、移民が「環境の要因」によってその体型までも変化し得るという意味で、人種分析のフォルマリズム(「純粋なる人種」の特定が可能であるという立場)への批判を含むだけでなく、人種決定論や遺伝決定論に替って、「文化」の概念が導入される重要な契機となっていくからである。すなわち、歴史的環境に作用を受けた文化の相違として人種(民族)間の相違を把握するというこうしたボアスの立場が、その後1930年代になって、社会学者の間で一般に受容されていくからである。

「文化の適応」あるいは「移民の適応戦略」という課題の設定が可能になるのは、厳密に言えばこの移民委員会報告以後のことである。この「移民の適応戦略」という課題設定の持つ歴史的条件を考慮するとすれば、19世紀中・末期から20世紀の30年代までの移民間

題は、「文化」概念だけではおさえ切れない、「人種のフォルマリズム」との対応(それがたとえイデオロギーであろうとも)を考慮しなければならないであろうし、また「適応能力」(適応不能民族)をめぐる議論とそれに対応する様々な制度化(たとえ科学的に根拠がないにしろ、大衆の世論に支えられたものとして)の側面も十分に歴史的文脈の中で検討しなければならないということになる。

II. マイノリティ集団としての移民の「可視化」の問題

アメリカにおいて移民に対する人種主義的イデオロギーに基づく差別が明確になってくるのは、1850年代からである。1853年にサンフランシスコで『中国とカリフォルニア』²⁾が刊行されるとともに、1856年にはゴビノー(Joseph A. Gobineau)の『人種の道徳的・知的多様性』が英訳³⁾されて、人種の劣化論が道徳的側面も含めて、市民社会のあらゆる面に影響を及ぼすという考え方が普及し、1862年の『中国人移民と国家の荒廃の心理的要因』⁴⁾の刊行、1869年の「カリフォルニア移民同盟」(California Immigrant Union)の結成へと繋がっていく。ラッツェルが文化地理学の最初の著作『中国人移民—その文化地理学的・商業地理学的研究—』⁵⁾を公刊した時期、彼が観察したサンフランシスコの中国人街は、大陸横断鉄道の完成(1869年)後における中国人労働者の流人が増加し、彼がアメリカに滞在した1873年7月～1875年8月の時期、『中国系アメリカ人問題』(1870年)、『中国人の労働力』(1870年)、『何故中国人は移民をするのか』(1871年)、『中国人と白人のどっちをとるか』(1873年)、『新しい闘い—クーリーの侵入』(1873年)、『中国人の侵略』(1873年)、『アメリカの中の中国人』(1877年)などが刊行され、中国人問題が顕在化していた。1874年のサンフランシスコでのラッツェルの観察では、「サンフランシスコの15万人

の住民のうち、アメリカ生れの白人が半分で、外国生れの白人が半分の割合であり、中国人は1・2万人以上が狭い街角にかたまわって居住し、黒人は1,000人以上が居住する」⁶⁾と、中国人の存在が、サンフランシスコの市街地の中で「目立った」存在になり始めたことを記すとともに、中国人の商業が、その居住形態とともに、特異な要素を持つことに注目している。

ラッツェルが注目するのは、上階が住居、下が店舗の居住形態だけでなく、裏庭で養うニワトリや豚などの家畜、住居部分からの排泄物の投棄、下水道の不備、さらに火を使用する洗濯業と飲食業の防火の問題、家族労働と商品のダンピング、同郷団体と資金援助、さらに小資本と職業の移動性（散髪、大工、塗装請負）などの問題であった。これはヨーが指摘するように、中国人の居住形態と生活様式、さらに特定の職業がもたらす「公衆衛生」上の問題あるいは「火災」の危険性が、伝染病と火災の発生という形で可視化され、「排除」される要因となっていくという記述も⁷⁾、このラッツェルの著作の中に散見できる。そして、カリフォルニア州では、公的職業に中国人を雇用することを禁止する法律が1879年に公布される。中国人が小資本をもと手に商業活動や公的職業以外の労働に従事しなければ、自らの生活基盤を築けないという状況が生み出されていく。

この1870年代のラッツェルや現代のヨーがともに観察している点で注目したいのは、移民の生活様式あるいはその中の特定の生活習慣が、ホスト社会の人々対してもたらす危険性（伝染病や火災の発生源）の認識が、日常的に観察できうるレベルにまで「可視化」された時に発生する排除（あるいは分離）の論理である。それは、ホスト社会におけるある一定の危険性の認識と評価が閾値を超えると、移民集団の生活習慣や労働慣行そのものに対する否定的評価を生じさせるということ

である。

ハイザーとアルムキストがカリフォルニアのマイノリティ人口の変化（図1）を検討する中で指摘する様に、それは基本的には、少数（移民あるいは先住民）集団が労働力として組織化されるための経済的条件の変化と対応するものではあれ、少数集団相互の間にみられる人口の変動と交代の大きな要因は、支配的集団が認知する許容度（多くの心理的要因も含む）とマイノリティ集団間の相互の統合や協力体制を阻止する制度的（差別的）操作によるものである⁸⁾。この図1に則していえば、1850年代から1880年代にかけてのカリフォルニア先住民と中国人移民の「交替」は、基本的には先住民の人口減少（それが病気であれ、強制移住であれ）と対応した労働力の補充という性格を持つものであったことがわかるが、1890年代から1920年代にかけてのマイノリティ人口の連動した変化は、1880年代に公布された一連の中国人排斥法による制度

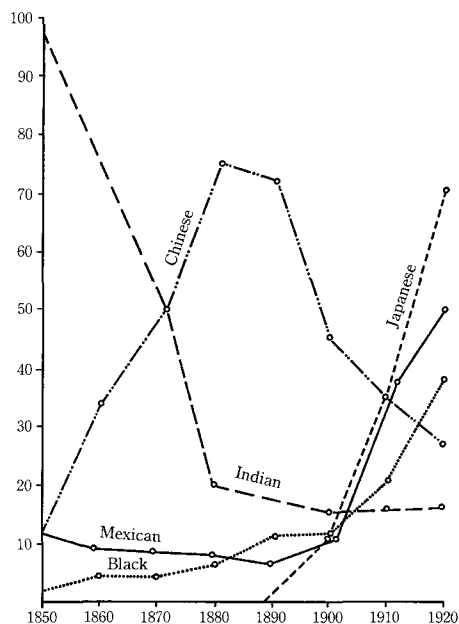


図1 カリフォルニア州におけるマイノリティの人口変化(1850-1920)。[Heizer and Almquist. 1971 p.203 による]

的規制に対応した、新たなマイノリティの労働力のリクルートと、少数集団間におけるエスニックの分業の成立過程を示しているものであり、この1890年代からのエスニック間の分業（多くは労賃の差とエスニック間の制度的分離を含む）は、様々の差別待遇の形成と結びついていた。都市部への中国人、黒人あるいは先住民の人口移動と、農村部における日本人とメキシコ人の人口の増加を生じさせていく。とくに1900年頃から顕在化する日本人とメキシコ人の農村部における急速な人口の増加は連動している。いわゆる農業労働者としての移民である。その過程で日本人の農園経営とその下で働くメキシコ人労働者という構造もできあがっていく⁹⁾。

こうしたエスニック間の分業の問題は、ハワイ諸島でも1910年ごろから顕在化する。フックスらが指摘する様に、1870年代に従来の人口の約5分の1まで減少したハワイ先住民に替って中国人移民が急増するが、その多くは、サトウキビのプランテーションを拡大させる基盤としての灌漑施設の建設を主体とし、その後中国人は、先住民のタロ芋耕作地と共存しながら米作の主要な担い手となっていく¹⁰⁾。1880年代の中国人排斥法に伴って、低賃金のプランテーション労働力として多量に導入された日本人労働者に押し出される形で、中国人移民の多くはホノルルや各島の市街地に移住し、小資本による商業活動に従事していくと同時に、農村部においても先住民のもつ灌漑用水権を利用しながら米作、養魚などの活動を担っていく。そして白人（ハオレ）による土地所有（その大部分が五大閥による占有）の間隙を埋める形で、中国人の土地所有が進められていった。そのために、日本人移民による土地の保有あるいは所有は、極めて限定的にならざるを得なかった。

中国人に対する移民制限策の強化とともに増加する日本人移民が、ハワイのプランテーション労働力の基幹部門を担う様になると、

ハワイの耕主組合(Hawaiian Sugar Planters' Association)は、労賃の賃上げ運動、労働組合の結成などによるプランテーション内での労働運動の発生を押え込み、朝鮮人、プエルトリコ人、スペイン人、ポルトガル人、ロシア人、フィリピン人などの対抗勢力の形成を促進するために、エスニックの多様化と低賃金労働力の更なる導入を、1910年代に集中的に行っていく。さらに、エスニックごとに明瞭に区分された差別的労賃システムをつくり出しながら、その対立の構造を強化していく¹¹⁾。

こうしたハワイのプランテーション経営の基本的方向から創り出されたエスニック間の差別的労賃システムと社会的対立の構造は、1920年代における世界的な砂糖生産の増大と砂糖価格の低下とともに、少しずつ崩れてはいくが、しかし、様々の社会的側面に深く影響を与えながら1950年代まで残っていく。とくにハワイの耕主組合を中心とする支配的集団が日本人の移民の増加とともに、その政治的な側面における脅威を感じるとなるようになるのは、プランテーション内における日本人の「子供」の増加であり、それは教育とくに日本語教育をめぐる問題として顕在化する。エスニック間の対立を創りあげながらそのエスニック間における一定の均衡とバランスをとろうとする白人の政策は、アメリカ市民としての日本人の「子供」の急速な増加という形で崩れ、それが日本人問題を「可視化」させていく大きな契機となっていったし、より直接的には、子供の増加と生活費の上昇の過程で発生した賃上げと生活基盤の安定化を要求するプランテーションのストライキとして発現していった。日本人移民の賃上げ要求とストライキという政治的運動の過程で、より安価な労働力としてのフィリピン人労働者がその対抗的エスニック集団としてプランテーションに導入されていった。それに伴い日本人労働者の多くが、1920年の第2次オアフ島ストライキを契機にプランテーションを去つ

て、ホノルルや各島の市街地とその周辺に移動し、小資本で営業の可能な商業やサービス業、肉体労働に従事するようになっていく。こうした都市部における日本人の就業の機会、先行する中国人移民の商業活動と競合しない職種、あるいは補完し合う業種に限定されていた。

飯田報告の職業分析にも充分説得力を以て示されているように、日本人の職業の大きな変化は、まずプランテーション内でのフィリピン人労働者との関係でも現れてくる。いわゆる「請負制度」であり、安価な労働力としてのフィリピン人労働者に、耕作を下請させ、中間の搾取者としてプランテーション経営を担う立場に立つことになる¹²⁾。それは、教育や技術を資源として中国人移民の業種と競合しながら都市部へと移動する条件を持たない人々に残された、生活基盤の確立のためのひとつの方策であった。日本人移民のホスト社会における生活基盤の構築に際しては、経済的条件に対応する自由な職業の選択というよりも、むしろ様々なエスニック集団の移民とその定着過程に応じて選択できる職業とその幅が、エスニック間の相対的な分業の中で制限されていたということも充分考慮すべき点であろうと思う。本来、内陸部の淡水池や沿岸部の半鹹半水の養魚池で魚撈活動を行っていたハワイ先住民あるいはその流通に関与していた中国人たちは、漁船を駆使しながら沖合漁業を行うことは少なかった。日本人の漁民がハワイ諸島の漁業活動の中核となっていたのは、その競合する先行者およびその条件が相対的に少なかったからである¹³⁾。

Ⅲ. 移民の適応戦略と制度の問題

移民の適応戦略を考える上で、ホスト社会が移民問題として新しい移民集団に対する差別と排除を主題化し、さらにそれを世論として普及させていくためには、移民集団がその生活習慣の中に帯びている特定の要素が、何

らかの形で、ホスト社会の慣習的思考を脅かし、しかも自己の集団的価値に対して否定的に作用するものと考えられ、またそれが日常生活の中で可視化されるようになった段階でホスト社会の人々がとる行動や制度化に対しても、移民集団は適応するか、あるいは何らかの方策を考えねばならなくなるであろう。

1898年のハワイ王国の併合を契機に、1885年の契約労働法(契約移民労働者の入国禁止)の適用によって、ハワイへの移民の形態は「自由移民」となる。それ故、移民の数が急増すると同時に労賃の高いカリフォルニアへのハワイからの渡航者も急増する。1880年代の中葉から強化された中国人移民排斥の動きは、1902年の中国人移民禁止法で、ほぼ確定するとともに、新たに増加する日本人や朝鮮人の排斥同盟も太平洋岸で結成(1905年)される。1906年のサンフランシスコ教育委員会による日本人、中国人、朝鮮人学童の隔離指令をめぐる議論は、1907年の日米紳士協約に基づく日本側の移民の自主規制とひきかえに、表面上は治まるものの、カリフォルニアへの農業移民数と実質的な土地の取得面積は増加していく。カリフォルニアの農地の保有状況は、イチオカが分析しているように、1905年から1913年の「外国人土地法」(排日土地法)までに6万エーカーから28万エーカーへと約5倍近い増加を示している。所有地は2千エーカーから2.7万エーカーへと約13倍の増加である。しかし、農地保有の約半分は「現金借地」の形態であり、残りの保有形態は「歩合耕作地」と「請負耕作地」で占められている。農地の所有規模そして保有規模は、1920年の7.5万エーカー(所有地)、46万エーカー(保有地)のピーク時まで増加しつづける¹⁴⁾。

こうした農地の所有あるいは保有状況の推移から見る限り、1913年の外国人土地法(排日土地法)の持つ表面上の影響は無かったかの様に見えるが、これはすでに矢ヶ崎氏が分析されているように、土地保有をめぐる様々

の努力（それは法的な面での実質的な抜け道をさぐる方法の模索を伴う）と農業経営上の調整が行われた結果である¹⁵⁾。しかし、こうした1913年の「外国人土地法」への日本人の適応戦略が効を奏したために、逆に、その法的制限の実際的な効果があらわれなかったために、1920年における借地をも禁止する第二次の「外国人土地法」を成立させ、さらに連邦会議はカリフォルニア州の政治的圧力のもと、日本からの移民を全面的に禁止する「移民法」（排日移民法）を1924年に制定する遠因となっていく¹⁶⁾。そしてこのカリフォルニア州の外国人土地法が、「人種差別を効果あらしめるための道具として制定され、運用されていることは、合衆国憲法修正第14条に違反するため、無効である」という州最高裁の判決が1952年に出るまで、この排日土地法は、カリフォルニアの日本人移民（とくに農民）の大きな解消さるべき課題であり続けたのである¹⁷⁾。そして、「帰化不能の外国人」という烙印を押されてきた有色人種に対して合衆国への帰化権が付与されたのは、アフリカ先住民とその子孫（1871年）、ハワイ先住民（1900年）、プエルトリコ人（1917年）、アメリカ・インディアン（1924年）、ヴァージン諸島民（1927年）、南北アメリカの先住民（1940年）、中国人（1943年）、フィリピン人とインド人（1946年）、そしてマッカラン＝ウォルター法（1952年）による日本人と、戦後になってようやくすべての人種に対して帰化市民権の付与が実現されることになるのである。

ハワイ諸島においても、準州時代（1959年州に昇格）において、職業と居住地に関する制度的差別は、1909年に準州政府が決定した「公的職業につくための市民権取得の義務づけ」（Senate Bill No.17, Session Laws of 1909）から、1935年の「公的職業に就くための3年以上の居住の義務づけ」（Senate Bill No.17, Session Laws of 1935）に至る職業制限、そして1920年代を通しての、アジア系言

語学校の規制と公立学校教師の資格制限は、直接的には市民権を持たない多くの日本人移民を対象としたものであった¹⁸⁾。それは、オクムラが指摘するように、1920年の日本人のプランテーション労働者を中心とするストライキの後、プランテーションからの労働力の流出を防止するひとつの制度的手段として、主として日本人を対象として制定された都市における就業機会の門戸を制限する目的を持ったものであった¹⁹⁾。こうしてプランテーションから都市へ流出してくる各エスニック集団、とくに市民権を得ることのできない「帰化不能」の中国人、フィリピン人、日本人などの移民労働者の多くが、都市の雑業労務、小規模の自営商店や物品販売、小さな技術によるサービス業などの非公的職業を選択せざるを得なかったことがわかる。

IV. むすびにかえて—両報告の意義—

移民の適応戦略という課題が、歴史的な文脈の中でみれば、人種的フォルマリズムが学問的にも、そしてホスト社会の支配的集団の世論としても広く受け入れられる素地を持っていた時期にあっては、移民集団の適応戦略は、非合理的な差別と排除の中で、多くの困難な条件と闘いながらマイノリティ集団としての凝集力を保っていかねばならなかったし、またホスト社会の中であって代替可能な労働力として位置づけられる限り、移民の生活は不安定で、しかも絶えず流動する側面を持っていた。

それゆえに、移民集団がホスト社会の中で、生活習慣であれ、子供の数であれ、土地所有や特定の職業であれ、支配的な多数派の社会集団にとって、その特異性が日常生活の中で可視化され始める段階になると、制度的な意味でも、非制度的な意味でも排除・分離の方向が現れてくる。そうした条件と状況の中で、移民集団が生活の基盤を築するためにはどのような方向で自らに与えられた選択肢を

選び取り、あるいはそうした状況を変革しようとしたのか、という点を考えていくことは、移民という現象をより歴史的な文脈の中に位置づけながら検討するということの意味しよう。

飯田報告は1910年代から第2次世界大戦までの日本人移民の職業選択とその変化、特定の職業の集中度と日本の出身地との関係を日米双方の史料から、従来の研究以上によりミクロなレベルで分析したものであり、戦前のハワイ諸島のプランテーション経済が圧倒的に卓越していた時期における日本人の生活基盤の築き方に対する見通しを得る重要な情報を与えられたと思うし、現時点での統一的な史資料の統計的表示は、貴重なものである²⁰⁾。しかし、アメリカの国勢調査に関してみれば、「日本人」というエスニック（人種）カテゴリーあるいは「職業分類」は、歴史的にも大きく変化してきたし、必ずしも『日布時事布哇年鑑』あるいは外務省通商局による統計のカテゴリーと一致しないという問題も残る。この点はいたしかたのないことであろうが、今後さらなる検討を進めていただきたいと思う。

矢ヶ崎報告は、カリフォルニア州のサンホアキンバレーの2つの日系移民社会をとりあげながら、ローカルホスト社会の地域的枠組の中で、その適応戦略と居住空間構造に関するミクロなレベルでの分析とそのモデル化を今回は報告の中心にされた。周知のように、サンホアキンバレーは、日系人だけでなく様々のエスニック集団の入植している地域であり、それゆえ文化的にも多様で、しかも異なった適応過程を検証しうる場である²¹⁾。類似した環境の中にありながら、こうした様々のエスニック集団が示す適応過程の差異が今後、より明確になれば、日本人移民が適応しなければならなかった制約条件も、より見えやすいものとなっていくであろうと思う²²⁾。それが居住空間の形成のどの様な局面に現れ

てくるか、あるいは生活基盤の確立過程（職業、共同組織、土地利用や作物選択、宗教活動など）の中でどの様な効果を持っていたのか、という点に関しても、より明確になっていくであろう。

コメンテーターとして希望することは、すでに指摘してきたところでもあるが、日本人移民者がホスト社会の様々なエスニック集団、とくに移民も含めた他のマイノリティ集団との間でかかえる競合や対立といった側面が、19世紀の中・末期から20世紀の中葉までの約一世紀にわたってホスト社会の中に流布した人種主義（的イデオロギー）の中で、どの様な形であらわれ、また、どのような方法で集団の凝集力を維持し、あるいは解体しながら自らの生活の権利とその基盤を確立したのか、という側面の検討を今後より深めていっていただきたいということである。それは、より広い意味での「差別と抵抗」の文脈を介在させるということであろうと思う。飯田・矢ヶ崎報告に対するコメントとしては、筋をはずれた部分もあろうかと思うが、御海容いただきたい。

（甲南大学）

〔注〕

- 1) 山田史郎「移民委員会報告第38巻『移民の体型変化』—20世紀初頭の移民問題とフランツ・ボアズの人類学—、同志社アメリカ研究26、1990、41～50頁のうち41頁。
- 2) Speer, W., *China and California: Their Relations, Past and Present, A Lecture*, Marvin & Hitchcock, 1853, 30p.
- 3) Gobineau, J.A. (transl. by H. Holtz), *The Moral and Intellectual Diversity of Races, with particular Reference to Their Respective Influences in the Civil and Political History of Mankind*, Lippincott, 1856, 534p.
- 4) Stout, A. B., *Chinese Immigration and the Psychological Causes of the Decay of*

- a Nation, Agnew (Doffebach), 1862, 26p.
- 5) Ratzel, F., *Die chineische Auswanderung: Ein Beitrag zur Cultur-und Handelsgeographie*, F. U. Kern, 1876, 272S.
 - 6) *ibid.*, S. 184.
 - 7) Yeoh, B. S. A., *Contesting Space: Power Relations and the Urban Built Environment in Colonial Singapore*, Oxford University Press, 1996, 351p.のうち chapt. 3 (pp.85~135) 参照。
 - 8) Heizer, R. F. and A. J. Almgvist, *The Other Californians: Prejudice and Discrimination under Spain, Mexico, and the United States to 1920*, University of California Press, 1971, 278p.
 - 9) Mitchell, D., *The Lie of the Land: Migrant Workers and California Landscape*, University of Minnesota Press, 1996, 245p.
 - 10) ①Fuchs, L. H., *Hawaii Pono: An Ethnic and Political History*, Bess Press, 1961, 1983, 501p.のうち pp.86-105 (chapt. 3, Success, Pake style) ②拙稿「サトウキビとタロ芋 (II) -ハワイ諸島の生態環境と水質源の利用形態-」, 甲南大学紀要, 文学編90, 1994, 36-74頁を参照。
 - 11) 拙稿「マウイ島における砂糖キビプランテーションとエスニック構造」(沖田行司編『ハワイ日系社会の文化とその変容』, ナカニシヤ出版, 1998, 409頁), 309~381頁。
 - 12) 岡田幸三郎・松生雄幸(共述)『米国の糖業』, 塩水港製糖株式会社, 1924, 307頁のうち第4章「布哇糖業」(144~181頁), とくに「うけきび定約書」(訳文) (154~163頁) 参照。
 - 13) ①森本 孝・古賀元章『漁民社会の歴史-瀬戸内海・沖家室島の事例研究-』, みずのわ出版, 2002, 63頁のうち49-55頁。②Schug, D. M., Hawaii's Commerical Fishing Industry: 1820-1945, *Hawaiian Journal of History*, 35, 2001, pp.15~34。
 - 14) Ichioka, Y., *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrant, 1885-1924*, Free Press, 1988 (ユウジ・イチオカ著, 富田虎男・桑井輝子・篠田佐多江訳『一世: 黎明期アメリカ移民の物語り-』, 刀水書房, 1992, 283頁)のうち168, 173, 259頁の表2-4を参照。
 - 15) 矢ヶ崎典隆『移民農業-カリフォルニアの日本人移民社会-』, 古今書院, 1993, 319頁のうち, 第三部「金融と日本人」(167-197頁), ②矢ヶ崎典隆「カリフォルニア州ターラック地域における日本人移民の植民活動と移民社会」, 地評, 69A-8, 1996, 670-692頁のうち673-4頁などを参照。
 - 16) ①吉田忠雄『排日移民法の軌跡-21世紀の日米関係の原点-』, 経済往来社, 1983, 241頁, ②養原俊洋『排日移民法と日米関係』岩波書店, 2002, 342頁などを参照。
 - 17) 渡辺正清『ヤマト魂-アメリカ・日系二世, 自由への戦い-』, 集英社, 2001, 317頁のうち251~305頁参照。
 - 18) 拙稿「ホノルル大都市圏におけるエスニック構造-プランテーションの遺産と制度的人種主義-」(成田孝三編『大都市圏研究(上)』, 大明堂, 1999, 413頁), 356-384頁。
 - 19) Okamura, J. Y., 'Aloha Kanaka, Me Ke Aloha'Aina: Local Culture and Society in Hawaii, *Amerasia Journal*, 7-2, 1980, pp.115-129のうちp.124。
 - 20) 飯田氏は, 本発表と関連する論攷を, ①飯田耕二郎「ハワイにおける日本人の職業構成-1910年代~1930年代-」(同志社大学人文科学研究所編『1920年代ハワイ日系人のアメリカ化の諸相』, 同研究所, 1995, 193頁), 126-140頁, ②飯田耕二郎「戦前ハワイにおける日本人の人口と居住地」, 大阪商業大学論集, 124, 2002, 19-42頁などとして発表しておられる。
 - 21) Parsons, J. J., 'A Geographer Looks at the San Joaquin Valley, *Geographical Review*, 76-4, 1986, pp.371-389のうちEthnic Diversity (pp.378-80)。
 - 22) 矢ヶ崎氏は, 日系人社会以外の分析もすでに行っておられる。矢ヶ崎典隆「カリフォルニア州サンホアキンバレー北部におけるスウェーデン人の入植過程」, 横浜国立大学教育人間科学部紀要1, 1998, 75-89頁などを参照。